

DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策に係る 現状、課題、論点（案）

I 経緯

- 令和3年7月19日、文部科学大臣から文化審議会に対して「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問が行われ、デジタルプラットフォームサービスに係るいわゆるバリューギャップや契約の在り方についての課題や実態等を踏まえた対応の審議が要請された。
- 本件については主に著作権分科会基本政策小委員会における審議事項とされ、令和3年度においては音楽分野を対象に、令和4年度においては書籍及び映像分野を対象とした実態調査¹結果の報告等をもとに、議論を行った。また、関連するニュースコンテンツ配信分野について公正取引委員会が実施した実態調査の状況について聴取し、議論を行った。加えて、欧州連合（EU）のデジタル単一市場における著作権・著作隣接権指令（以下「DSM著作権指令」という。）の概要やDSM著作権指令等を踏まえた諸外国における法令の改正動向に関する報告²等を踏まえ、著

¹ 「デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する調査報告書」（令和3年12月 株式会社野村総合研究所）（以下「音楽等調査報告書」という。）

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/93666501_01.pdf

「デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する調査（電子書籍・映像）報告書」（令和5年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）（以下「書籍・映像調査報告書」という。）

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/93866601_01.pdf

² 「著作権法改正状況及び関連政策動向並びに拡大集中許諾制度に関する諸外国調査」（令和5年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）（以下「諸外国調査」という。）

（概要資料）

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/93867701_01.pdf

著作権分科会国際小委員会においても議論を行った。

- 本件については本年度以降も引き続き検討を行うこととされ、本年度第一回の著作権分科会において政策小委員会の審議事項とされた。

2 コンテンツ流通の現状、国際的動向、将来展望

- インターネット、SNS 等によるコミュニケーションやデジタルプラットフォームサービスの急速な進展は、国境を越えてコンテンツの流通・利用を大幅に拡大した。デジタルプラットフォームサービスは、利用者の利便性を向上させるとともに、著作物の創作・流通・利用・収益の各側面の基盤として大きな社会的役割を果たしている。
- 具体的には、我が国におけるパソコンやスマートフォン等で流通する通信系コンテンツの市場規模は、2021 年には 5.4 兆円（市場全体の 4 割超）となり、年々増加している³など、コンテンツを CD や書籍等のパッケージから享受する方法から、デジタルプラットフォームサービス等から通信を介して享受するという方法へと移行している。
- 分野別に見ると、例えば音楽の分野では、音楽ソフトの生産実績・音楽配信売上実績に占める音楽配信の割合は増加傾向にあり、2005 年には約 343 億円（7.5%）だったものが、2022 年には約 1,050 億円（34.2%）を占めるに至っている⁴。世界的にはこうした傾向がより顕著であり、2022 年では、世界の音楽市場のうちストリーミングが約 175 億 US ドル（67.0%）と、パッケージ販売の約 46 億 US ドル（17.5%）を大きく上

（報告書）

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/93867701_02.pdf

³ 「メディア・ソフトの制作及び流通の実態に関する調査」（令和 5 年 6 月 総務省情報通信政策研究所）

https://www.soumu.go.jp/iicp/research/media_soft.html

⁴ 一般社団法人日本レコード協会発表「生産実績・音楽配信売上実績」

<https://www.riaj.or.jp/f/data/annual/index.html>

回っている⁵。書籍の分野では、我が国における出版販売額のうち電子出版は、2014年には約1,144億円(6.7%)だったものが、2022年には約5,013億円(30.7%)にまで成長している⁶。映像の分野では、我が国における動画配信サービスの市場規模は、2012年には約1,016億円(2.3%)だったものが、2022年には約4,530億円(10.5%)とされており、その額は年々増加しているところである⁷。

- こうした中、EUにおいては、主にデジタル環境における国境を越えた著作物の利用に関する加盟国における著作権法の調和を促進することを目的として、2019年にDSM著作権指令を採択した。その内容のうち本件に係る主なものとしては、報道出版物のオンライン利用に関する複製権及び公衆に利用可能化する権利(プレス隣接権)を報道機関に付与することを定めた規定(第15条)、ユーザーアップロード型サービスにおいて、ユーザーが著作権等を侵害するコンテンツをアップロードし、サービス提供者側がそのコンテンツを利用可能とする際に、一定の免責事項に当たらない場合には、そのサービス提供者側の行為自体を著作権等の侵害に当たるとするルールを定めた規定(第17条)、著作者及び実演家が排他的権利をライセンス又は譲渡する場合、適正かつ比例的な報酬を受け取る権利を有し、不当に低い報酬を引き上げる要求や契約取り消しを行うことができることを定めた規定(第18条～第22条)がある。
- これらの規定のEU加盟国の国内法化については、DSM著作権指令発効の2年後、2021年6月7日までに整備することとされていたが、諸外国調査によると、2023年1月30日時点で下記図表のとおりである。

図表 DSM 著作権指令の適用状況

⁵ International Federation of the Phonographic Industry (IFPI) 「IFPI Global Music Report 2023」

<https://globalmusicreport.ifpi.org/>

⁶ 公益社団法人全国出版協会出版科学研究所発表「日本の出版販売額」

<https://shuppankagaku.com/statistics/japan/>

⁷ 「デジタルコンテンツ白書 2022」「デジタルコンテンツ白書 2023」(一般財団法人デジタルコンテンツ協会編)

適用済	オランダ、ハンガリー、ドイツ、マルタ、デンマーク（※）、クロアチア、イタリア、アイルランド、エストニア、フランス、オーストリア、ルーマニア、リトアニア、スペイン、ルクセンブルク、ベルギー、キプロス、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、チェコ、ギリシャ ※デンマークはDSM著作権指令のうち第15、17条のみ反映済
国会審議中	ポルトガル、ブルガリア
法律のドラフトの公開	デンマーク、フィンランド、ポーランド

- 以上のようなコンテンツ流通の潮流及び国際的動向を踏まえ、クリエイター及び利用者にとって最適な対価還元方策を検討する必要があることに加えて、従前のコンテンツ流通を前提に構築されてきた対価還元の仕組みについても、その在り方を捉え直すことも必要と考えられる。
- なお、デジタル環境での大量の著作物等の流通に係る対価還元を図るためには、そのための情報基盤が必要である。文化庁においては、分野横断権利情報検索システムの構築に向けた検討⁸を進めており、こうした取組がその役割を果たしていくことも期待される。さらに、いわゆる「Web3.0」の時代においては、例えばメタバース空間で人々が直接つながることで、人々が大量のコンテンツを利用でき、また、クリエイターがそこから直接報酬を得るようなことも拡大していくことが考えられる。コンテンツ流通の在り方は、今後も常に変化していくことが想定されるが、今回の検討が、将来にわたるコンテンツの利用と創作の好循環の最大化へとつながっていくことが期待される。

3 各分野における対価還元の実態と課題

- デジタルプラットフォームサービスにおけるコンテンツ流通の状況や対価還元の実態は、コンテンツの分野によっても大きく異なることから、以下のように、特に、デジタルプラットフォームサービスにおけるコンテンツ流通が拡大している音楽・書籍・映像分野とともに、DSM 著作権

⁸ 分野横断権利情報データベースに関する研究会

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/93810701.html>

指令でも取り上げられたニュースコンテンツ分野における実態と課題を把握することとした。

(音楽分野)

- 音楽分野におけるデジタルプラットフォームサービス及びそのビジネスモデルとしては、音楽等調査報告書によると、主に以下の3つがある。
 - ① ユーザーアップロード型：利用者がデジタルプラットフォーム上にアップロードしたコンテンツが、他の利用者にも共有されるサービス。デジタルプラットフォームサービス事業者は、コンテンツと合わせて広告を配信し、広告収入を得ることが多いが、一部課金制度により収益を得ている場合もある。
 - ② サブスクリプション型：デジタルプラットフォームサービス事業者が用意したコンテンツを利用者に対して配信するサービス。サブスクリプション料金による収益を得ることが多いが、一部広告収入を得ている場合もある。利用者はサービス解約後、当該コンテンツの利用が不可能となる。
 - ③ ダウンロード型：デジタルプラットフォームサービス事業者が用意したコンテンツを、デジタルプラットフォームを通じて利用者が自らの端末にダウンロードするサービス。ダウンロードしたコンテンツは利用者の端末に保存され、いつでも利用可能となる。

ダウンロード型は音楽の聴取方法としての利用割合が減少傾向にあり、以下、ユーザーアップロード型とサブスクリプション型について整理している。

- 契約の実態について、作詞・作曲等に係る著作権については、著作権等管理事業者に管理委託をしている場合とそうでない場合があり、管理委託している場合には、著作権等管理事業者がデジタルプラットフォームサービス事業者との契約当事者となる。また、実演やレコード製作に係る著作隣接権に関するデジタルプラットフォームサービスにおける利

用については、著作権等管理事業者による管理が行われていない。また、通例、実演に係る権利はレコード会社に譲渡されており、デジタルプラットフォームサービス事業者との契約は、各レコード会社がそれぞれの戦略に基づき個別に対応し、メインの実演家（フィーチャードアーティスト）はそこから印税の支払を受けている。

	著作権		著作隣接権	
	集中管理あり	集中管理なし	集中管理あり	集中管理なし
ユーザーアップロード型	1-①	1-②	-	1-③
サブスクリプション型	2-①	2-②	-	2-③

➤ 1-①の場合

- ◇ デジタルプラットフォームサービス事業者は、必ずしも音楽の直接の利用者とみなされる訳ではないが、基本的にはデジタルプラットフォームサービス事業者が著作権等管理事業者と包括的利用許諾契約を締結して、使用料規程の範囲内で協議の上で定められた使用料を支払うとともに、利用報告を行っている。
- ◇ この点、デジタルプラットフォームサービス事業者と著作権等管理事業者の具体的な交渉や契約内容については秘密保持契約の機密事項となっているなど、権利者の立場からは対価還元の仕組みや計算方法が不透明であるとの指摘がある。

➤ 1-②の場合

- ◇ 権利者は、デジタルプラットフォームサービス事業者が提供する権利管理ツール⁹を活用して、ユーザーアップロード型デジタルプラットフォームサービスにおいて利用されているコンテン

⁹ デジタルプラットフォームサービス事業者によっては、権利者により登録されたコンテンツを当該プラットフォーム上で自動的に識別、管理できるツール等を提供している。

ツを把握し、そのことを通じて対価を得るという方法がある。ただし、権利管理ツールは基本的に事業者による利用が想定されており、著作権等管理事業者に管理委託していない者の活用には制限があるとの指摘がある。

➤ 1-③の場合

- ◇ デジタルプラットフォームサービス事業者とレコード会社が個別にライセンス契約を締結し、それに基づき使用料が支払われるとともに、利用報告が行われている。
- ◇ レコード会社ごとにデジタルプラットフォームサービス事業者との交渉力が異なることから、契約条件に差異が生じやすいという問題が指摘されている。特に、小規模事業者が多く存在するインディーズレーベルにおいては、個別にデジタルプラットフォームサービス事業者と交渉し、契約を締結すること自体難しいとも言われている。
- ◇ なお、アーティストとレコード会社間の契約における利益分配についてもその料率が問題であると指摘する声もある。

➤ ユーザーアップロード型共通の課題

- ◇ コンテンツがどのようにアップロードされるかによって、当該コンテンツが契約の対象となっているコンテンツであることの特定（コンテンツマッチング）が不確実となる場合があり、十分な対価還元がなされていないとの指摘がある。
- ◇ ユーザーアップロード型において、デジタルプラットフォームサービス事業者はコンテンツの利用主体と位置付けられず、削除通知を権利者から受けた場合にコンテンツの削除を行え（ノティス・アンド・テイクダウン）ば賠償責任を負わないというのが国際的なルールとなっている。我が国のプロバイダ責任制

限法¹⁰でも類似の仕組みが設けられているが、権利者は自ら監視・削除通知を行う負担を回避し、著作物利用から対価を得るため、デジタルプラットフォームサービス事業者と包括的利用許諾契約を締結する必要に迫られ、こうしたインセンティブの偏在が権利者の交渉力を弱めているとの指摘がある。

➤ 2-①の場合

- ◇ ユーザーアップロード型と異なり、サブスクリプション型は、デジタルプラットフォームサービス事業者が明確に音楽の利用主体と位置付けられるため、デジタルプラットフォームサービス事業者が著作権等管理事業者と包括的利用許諾契約を締結して、使用料規程の範囲内で協議の上で定められた使用料を支払うとともに、利用報告を行っている。
- ◇ この点、ユーザーアップロード型と同様に対価還元の仕組みや計算方法が不透明であるとの指摘があるとともに、サブスクリプション型の主な収入源はサブスクリプション料金であるところ、ユーザー数の違いによって1再生当たりの著作権使用料単価に大きな差が生じることから、再生数等を加味して現在の条件より高い使用料の設定にすべきではないかという指摘がある。

➤ 2-②の場合

- ◇ 音楽配信代行サービスを通じて楽曲の登録を行い、対価を得られるという場合もある。

➤ 2-③の場合

- ◇ 既述のとおり、デジタルプラットフォームサービス事業者との契約は、各レコード会社がそれぞれの戦略に基づき個別に対応している。小規模事業者が多く存在するインディーズレーベル

¹⁰ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）

においても、個別にデジタルプラットフォームサービス事業者と契約を締結することとなる。

- ◇ この点、レコード会社ごとにデジタルプラットフォームサービス事業者との交渉力が異なることから、契約条件に差異が生じやすいという問題が指摘されている点は、ユーザーアップロード型と同じである。

(書籍分野)

- 書籍分野におけるデジタルプラットフォームサービスとしては、書籍・映像調査報告書によると、内資系や外資系ともに存在し、また、大手のIT企業が運営するものから出版社が運営するもの、それらとは異なり新規に電子書籍アプリを提供するものまで多種多様なものが存在する。
- ビジネスモデルとしては、都度課金サービスが多いが、定額読み放題などのサービスを行うサブスクリプションモデル、都度課金と広告収入を組み合わせたモデルも見られる。
- 契約の実態については、基本的には料率など経済的条件を契約書に明記して締結されていること、契約締結後の履行状況に関しては、例えば、売上報告と支払通知が著作者に対してセットで行われているなど、対価の算定根拠となる著作物の販売実績等の定期的な説明がなされている。
- 著作者に対する対価については、我が国の電子書籍市場は既存の出版社が主導して形成したという経緯もあり、デジタルプラットフォームサービスが介在しても、紙書籍市場と電子書籍市場が似た構造となっており、対価に大きな差異がないとの見解がある。なお、サブスクリプションモデルの対価は、ページビューを基準に売上の一定割合という形で計算されているなどのケースがある。
- 契約の実態及び対価の状況について、既述の電子書籍市場が形成された経緯に加え、紙と電子いずれの形態であっても、書店と出版社の間に取次が存在することなどにより、電子書籍市場の増大によっても著作者や

出版社における大幅な収入減や関係性の悪化にはつながっておらず、対価の交渉が円滑に行われているのではないかとの見解が多数ある。

(映像分野)

- 映像分野におけるデジタルプラットフォームサービスとしては、書籍・映像調査報告書によると、内資系と外資系の別に加え、既存の国内放送事業者が運営するものやユーザーによって制作された UGC (User Generated Content) を配信するもの (音楽分野におけるユーザーアップロード型) など多種多様に存在する。
- ビジネスモデルとしては、SVOD (Subscription Video On Demand) や PPV (Pay Per View)、AVOD (Advertising Video On Demand) といった動画配信サービスの形態がある。
- 契約の実態については、独占／非独占といったライセンスの形態や、配信事業者のオリジナル作品のうち製作の主体が配信事業者か映画会社等であるか、二次利用について一定期間制限をかけるホールドバックの条件、作品単体かそれとも複数作品まとめた扱いとするかなどによって、個別に異なる。
- 権利者への対価については、例えば SVOD では固定報酬、PPV は比例報酬が一般的であるなど、サービスのタイプごとの大まかな傾向はあるものの、既述のとおり対価の形成に当たって考慮される要因が多岐にわたる上、作品ごとの違いもあるため、個別性が高い。対価に関する総再生数等の情報提供については、固定報酬の場合には、その報酬の性質上、情報が共有されないことが多い一方、比例報酬ではそうした情報は提供されることが多い。

(ニュースコンテンツ分野)

- ニュースコンテンツ分野におけるデジタルプラットフォームサービス事業者としては、ニュースメディア事業者 (例：新聞社・通信社、出版社、放送事業者等) から提供されたニュースコンテンツの全部又は一部

を並べて掲載するニュースポータル事業者、また、検索結果としてニュースコンテンツの見出しや抜粋（スニペット）等を表示するインターネット検索事業者が存在する。いずれも併せて表示される広告により収益を得ている。

- 契約の実態については、公正取引委員会の調査¹¹によると、ニュースポータルサイトにニュースコンテンツの全文を提供する場合は、ニュースポータル事業者とニュースメディア事業者との間で利用許諾契約を行い、ニュースメディア事業者に対し、ニュースコンテンツの許諾料が支払われる場合が多い。一方、ニュースポータルサイトにニュースコンテンツのタイトルのみを表示してニュースメディアサイトへのリンクを提供している場合は、ニュースポータル事業者は、ニュースメディア事業者に対し許諾料を支払っていないことが多く、これはインターネット検索事業者も同じである。
- 許諾料の水準はそれぞれの契約により異なっており、ニュース調査報告書によると、2021年度における1,000PV当たりの許諾料は、49.0円～251.3円まで開きがある。また、ニュースメディア事業者がインターネットを介したニュースコンテンツの流通により得る収入のうちニュースポータル事業者から得る許諾料や自社サイトでのニュースコンテンツ配信に伴う広告収入（ニュースプラットフォームからの送客の影響が大きい）の占める割合は年々増加しており、ニュースプラットフォームが介在するニュースコンテンツの流通が重要となっていると指摘されている。
- ニュースポータル事業者が一方的な契約変更等により著しく低い許諾料を設定することなどは独占禁止法¹²上の問題となり得るとされている。一方、ニュースメディア事業者が他のニュースメディア事業者と共同し

¹¹ 「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書」（令和5年9月 公正取引委員会）（以下「ニュース調査報告書」という。）

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230921newcontent.html>

¹² 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

て、ニュースプラットフォーム事業者に対して許諾料の算定根拠を確認するためのデータの開示要請を行うことなどは独占禁止法上の問題とならないとされている。こうした考え方を踏まえ、関係当事者による交渉を通じて課題の解消に向けた取組が進められることが期待されている。

(共通事項)

- 以上のことを踏まえると、特に、デジタルプラットフォームサービスにおけるコンテンツ利用への移行が進んでおり、かつ、その中で様々な課題が指摘されている音楽分野を念頭に置きつつ、論点の検討を進めることとしてはどうか。
- 加えて、ユーザーアップロード型のデジタルプラットフォームサービスにおいて著作権等を侵害するコンテンツが投稿され、それについて削除も権利管理ツールを活用した対価還元もなされない場合、権利者は対価還元の手続きそのものを逸する反面、投稿者やデジタルプラットフォームサービス事業者は広告収入を得ることもありうる。こうした課題も契約に基づく対価還元と表裏をなすものとして踏まえつつ、検討する必要があると考えられる。
- 一方で、デジタルプラットフォームサービスは、コンテンツ利用の状況を変化させるだけでなく、場所や時間を超えてコンテンツにアクセスする機会を増やすことなどによりコンテンツ市場そのものの拡大に寄与しているという積極的な側面も大いにある。そうした側面も踏まえながら、論点の検討を行う必要があると考えられる。

4 論点

- 既述の課題を踏まえ、以下の論点について検討を深めることとしてはどうか。

(取引の透明性)

- 政府全体のデジタルプラットフォームに関する政策としては、デジタルプラットフォーム取引透明化法¹³が令和2年に成立し、運用されているが、コンテンツの流通についてデジタルプラットフォームサービス事業者が行う取引の条件や収益の仕組みに係る透明化を促進するために、どのような取組が期待されるか。
- 著作権等管理事業者が行うデジタルプラットフォームサービス事業者との包括的利用許諾契約の内容が権利者にとって不透明であるとの指摘があるが、著作権等管理事業者の権利者に対する説明責任の在り方をどのように考えるか。特に、著作権等管理事業者は、使用料規程で定める使用料を上限として、個別の協議を経て利用者と契約する額で徴収を行っているが、契約の透明性の確保のために使用料規程が果たすべき役割をどのように考えるか。
- DSM 著作権指令第19条においては、著作者及び実演家は、定期的に、その権利をライセンスした者等から、その著作物の利用方法や生じた収入等に関する情報が取得できることを保証すべき旨の規定（透明性義務）を設けているが、こうしたルールの有効性をどのように考えるか。

（対価の妥当性・公平性）

- デジタルプラットフォームサービスにおける著作物利用について適用される料率の妥当性や、権利者間における分配の公平性について、前項や次項の取引の透明性や適切な競争環境の確保により図られる面が大きいと考えられるが、その他それに資する取組としてどのようなことが考えられるか。
- ユーザーアップロード型デジタルプラットフォームサービスが提供する権利管理ツールは対価還元の機会を増やす上で有効であると考えられるところ、権利管理ツールはデジタルプラットフォームサービス事業者の自主的な取組であり、そうした取組を積極的に促すにはどのような

¹³ 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和2年法律第38号）

方法が考えられるか。

- DSM 著作権指令第 18 条においては、著作者及び実演家は適正かつ比例的な報酬を受け取る権利があることを保証すべき旨の規定を設けているが、こうしたルールの有効性をどのように考えるか。

(適切な競争関係)

- 既述のユーザーアップロード型デジタルプラットフォームサービスにおける包括的利用許諾契約を締結するインセンティブの偏在に伴う当事者の立場に非対称性があるという指摘に関し、DSM 著作権指令においてはデジタルプラットフォームサービス事業者を一定の要件の下で著作物の利用主体とみなすことによりその責任を強化するというアプローチが取られているが、デジタルプラットフォームサービス事業者が果たすべき責任をどのように考え、また、権利者とデジタルプラットフォームサービス事業者との適切な競争関係を確保するためにどのような方法が考えられるか。
- 権利者がデジタルプラットフォームサービス事業者と交渉を行う際の交渉力を向上させるために、どのような手段を取り得るか。例えば、どの程度、権利者同士が共同することが許容されるか¹⁴。その際、ニュースメディア事業者とニュースポータル事業者等との関係についてニュース調査報告書において示された考え方を参考にできないか。

5 関連する諸制度の在り方

(私的録音録画補償金制度¹⁵)

¹⁴ Merlin というインディーズレーベルのための世界的なデジタル権利管理団体は、Merlin 会員である世界各地のインディーズレーベルに代わり、利益分配率や契約条件につき、デジタルプラットフォームサービス事業者に対して交渉を行っている。

¹⁵ 私的録音録画補償金制度とは、私的使用を目的として、デジタル方式の録音・録画の機能を有する機器・記録媒体により録音・録画を行う者が相当な額の補償金を著作権者に支払う義務を負うとする制度（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 30 条第 3 項、第 104 条の 2 以下）。

- 既述のとおり、音楽及び映像ともに、ストリーミングによる聴取や視聴の方法が普及してきている。一方、複製を伴い得る聴取や視聴方法に目を向けると、ユーザーがコンテンツを複製する手段についても、録音や録画の専用機器だけでなく、パソコンやスマートフォン、オンラインストレージサービス等が活用されるなど多様化・汎用化している¹⁶。
- こうした背景の中、私的録音録画補償金制度の在り方については、平成26年から令和2年まで「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」において議論した。このような経過を踏まえ、知的財産推進計画2022では次のように記載された。

私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係省庁による検討の結論を踏まえ、可能な限り早期に必要な措置を講ずる。

- これに関しては、関係省庁で共同し、私的目的の録音・録画に係る実態を把握するための調査を実施し、その結果¹⁷を踏まえ、著作権法施行令（昭和45年政令第335号）を改正し、私的録音録画補償金制度の新たな対象機器としてブルーレイディスクレコーダーを規定した。
- こうした現状と経過を踏まえ、私的録音録画補償金制度の今後の在り方についてどのような方向で考えるか。
 - ・ 全体的なコンテンツ利用の実態に占める私的複製の現状、利用者の意向、機器を通じた補償金徴収に係る社会的な理解、海外の権利者に対する分配や他国における私的複製からの分配その他国際的な著作権制度との調和等を踏まえ望ましい対価還元の在り方をどう捉え

¹⁶ 「私的録音録画に使用される機器等に関する実態調査」（令和2年3月）
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/92497701_01.pdf

¹⁷ 「私的録音録画に関する実態調査報告書」（令和2年11月 みずほ情報総研株式会社）
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/92955401_01.pdf

るべきか。

(レコード演奏・伝達権)

- 商業用レコード（音楽 CD やインターネット配信音源等）を用いて放送や有線放送を行う場合、放送事業者等は、実演家及びレコード製作者に二次使用料を払う必要がある（著作権法第 95 条第 1 項、第 97 条第 1 項）が、商業用レコードを用いて、店舗等が公の場（ホテルやレストラン等）で利用する場合の権利（いわゆるレコード演奏・伝達権）については付与されていない。商業用レコードが公の場で利用される場合については、実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約（いわゆる WPPT）第 15 条第 1 項や実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（いわゆるローマ条約）第 12 条で、実演家及びレコード製作者への報酬請求権の導入が求められているが、留保を付すことが可能（WPPT 第 15 条第 3 項及びローマ条約第 16 条）であり、日本は留保を宣言している。
- 店舗等が公の場で商業用レコードを利用する実態は以前より引き続き存在するものの、コンテンツの提供の在り方がストリーミング形式へと変遷していることの影響を受け、例えば、デジタルプラットフォームサービスの利用規約においては私的利用に限ることが求められているにも関わらず、そうした利用条件の範囲を超えて店舗等においてデジタルプラットフォームサービスの提供する音楽を利用している実態もあるという指摘がある。
- こうした現状と動向を踏まえ、我が国におけるレコード演奏・伝達権の在り方についてどのような方向で考えるか。
 - ・ 店舗等における音楽の利用に対し、店舗等を利用する消費者の意向や個々の利用の実態、店舗等における音楽の利用に対価を求めることの社会的な理解、国際的な著作権制度との調和等を踏まえ、特に実演家及びレコード製作者への望ましい対価還元についてどのように考えるべきか。